

第 18 回 杉並区バリアフリー推進連絡会 議事録

会議名称	第 18 回 杉並区バリアフリー推進連絡会
日 時	令和 4 年 8 月 31 日 (水) 午後 2 時～ 3 時
場 所	杉並区役所 分庁舎 4 階 A・B 会議室
出席委員	出席 35 名 (代理出席含む)、欠席 4 名 <b>【学識】</b> 大原委員 (副会長)、江守委員 <b>【関係団体等】</b> 西山委員、島津委員、内藤委員、 新井委員、石橋委員、谷澤委員 <b>【鉄道】</b> 沖田委員、篠田委員、篠原委員、岩澤委員、与田委員 <b>【バス】</b> 小川委員、正殿委員、須田委員、濱田委員、久武委員 <b>【警察】</b> 大塚委員、江藤委員、佐藤 (裕) 委員 <b>【国土交通省】</b> 宮澤委員 <b>【東京都】</b> 内田委員 <b>【杉並区】</b> 井上委員 (会長)、土肥野委員、郡司委員、細谷委員、白井委員、 福原委員、尾田委員、塚田委員、伊藤委員、村野委員、中村委員、 佐藤 (正) 委員
事務局	都市整備部管理課
配付資料	資料 1 第 18 回杉並区バリアフリー推進連絡会委員名簿 (令和 4 年 8 月 31 日現在) 資料 2 席次表 資料 3 バリアフリー基本構想の改定について 参考資料 1 アンケート調査の結果 参考資料 2 まち歩き点検の結果 参考資料 3 杉並区バリアフリー基本構想 (骨子案)
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 バリアフリー基本構想の改定について <b>【報告】</b> (1) 当事者アンケートの調査結果について (2) まち歩き点検の実施結果について (3) 質疑応答 <b>【意見交換】</b> (1) 改定バリアフリー基本構想の構成について (2) 移動等円滑化促進地区・重点整備地区等の選定について (3) 各重点整備地区の計画と特定事業の整理について

	<p>(4) 質疑応答</p> <p>4 講評</p> <p>5 閉会</p>
--	---

<p>会議概要</p>	<p>1 開会</p> <p>○事務局</p> <p>「第 18 回杉並区バリアフリー推進連絡会」を開催いたします。本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面形式とオンライン形式を併用して開催いたします。</p> <p>会議の記録のため、録音、撮影をさせていただきますのでご了承願います。</p> <p><b>【配布資料の確認】</b></p> <p>次に、配布資料の確認です。本日の次第、「資料 1 第 18 回杉並区バリアフリー推進連絡会委員名簿（令和 4 年 8 月 31 日現在）」、「資料 2 席次表」「資料 3 バリアフリー基本構想の改定について」、「参考資料 1 アンケート調査の結果」、「参考資料 2 まち歩き点検の結果」、「参考資料 3 杉並区バリアフリー基本構想（骨子案）」です。また、杉並区肢体不自由児（者）父母の会より、会報をご提供いただきましたので、参考にご覧ください。</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>○会長（都市整備部長）</p> <p>本日は、ご出席いただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の感染状況は減少傾向にありますが、ご列席いただき、ご健勝につきお喜び申し上げます。</p> <p>当区については、7 月 11 日に新区長が就任し、来月は初の定例区議会が予定されています。区長は変更となりましたが、区として引き続きユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリー化を推進していく方針に変更はありません。</p> <p>今回の推進連絡会は、現在改定中のバリアフリー基本構想について、目線を合わせて議論をして、より具体的に多くのバリアフリー化を進めるきっかけとしたいと思います。そのためにも、内容について忌憚のないご意見をいただければと思います。</p> <p>3 議事</p> <p>○会長（都市整備部長）</p> <p>次第に沿って進めます。バリアフリー基本構想改定について、スライドを</p>
-------------	--

用いて担当からご説明します。

### 【報告事項】

#### ○事務局

#### ①当事者アンケートの調査結果について

報告事項の1点目、「1の1 当事者アンケートの調査結果」についてご説明します。

バリアフリー基本構想改定の参考とするため、令和3年度に当事者アンケートを実施しました。前回の第17回バリアフリー推進連絡会では、アンケートの集計が途中だったため、改めて結果をご報告いたします。アンケートは、区立保育園に通園する2歳児の保護者、いきいきクラブ連合会の高齢者団体の会員、障害者団体連合会の会員を対象として実施し、合計839名の方にご回答をいただきました。

アンケートは、25の設問を設定し、バリアフリーに関する言葉の認知度や理解度、駅やバス、道路のバリアフリーに対する満足度について調査をしています。

本調査の結果を踏まえ、「移動等円滑化促進地区」、「重点整備地区」、「特定事業」等の検討を行っています。ご協力いただきました皆様には、改めて御礼申し上げます。

今回は時間の都合上、詳しい内容は割愛し、まとめのみご報告いたします。詳しい内容は、「参考資料1 アンケート調査の結果」をご覧ください。

バリアフリー化の満足度についてです。「駅、路線バス、信号機、横断歩道」については、バリアフリー化の満足度が比較的高く、約5割が「満足」もしくは「やや満足」と回答する結果となりました。一方で、「道路」のバリアフリー化については、「不満」もしくは「やや不満」と回答した方が約5割となっています。特に不満を感じる点は、歩道の幅員の狭さと段差や凸凹となっています。アンケート対象者別に傾向をみると、保護者では、「駅のバリアフリー化に対する満足度」が高齢者・障害者団体と比べて低くなっています。高齢者団体では、全体的に満足度が高い傾向にありますが、「道路に対する満足度」が、「駅や信号等の満足度」よりも低い傾向にあります。障害者団体では、道路に対する満足度、信号等への満足度が保護者や高齢者と比べて低くなっています。こうしたアンケートの結果も踏まえて、本構想の改定の検討を行っています。

#### ②まち歩き点検の実施結果について

次に、報告事項の2点目、「1の2 まち歩き点検の実施結果」についてご説明します。

区民の意向やまちの課題を把握し、本構想への反映や今後のバリアフリー

施策の参考とさせていただくことを目的として、区民参加によるまち歩き点検を6月に開催しました。開催は、6月27日と29日の2日間で、「富士見ヶ丘駅周辺地区」と「荻窪駅周辺地区」の2地区で実施しました。それぞれの地区で、視覚障害者の方や推進連絡会の区民委員の方、また、大原先生・江守先生にもご参加いただき、大変貴重なご意見をいただきました。ご参加・ご協力賜りました方、誠にありがとうございました。

なお、猛暑の中での開催となりましたこと、改めてお詫び申し上げます。今後の現地調査等の開催時期については、十分留意してまいります。

まち歩きルートについてご説明します。富士見ヶ丘駅周辺地区では、京王井の頭線富士見ヶ丘駅から富士見丘通りを通り、区立富士見丘児童遊園、都立高井戸公園を調査しました。荻窪駅周辺地区では、JR 東日本様のご協力のもと荻窪駅構内を見学したのち、南口仲通り商店街、杉並保健所内を見学しました。どちらも、猛暑のため当初予定していたルートを短縮し実施することとなりましたが、短い時間の中でも、参加者の方からは日頃感じている課題なども踏まえて、様々なご意見を頂戴しました。

それぞれの地区でいただいた主なご意見をご紹介します。なお、いただいたご意見や点検結果は、特定事業等の検討にあたって参考とするとともに、施設管理者にご意見を伝え、改善を図っていく予定です。

富士見ヶ丘駅周辺地区では、駅の音声案内が聞き取りづらいことや触知案内板の設置位置が高く触りづらいといった「設備が利用実態に合っていない」ことや、「駅と道路の点字ブロックの連続性が確保されていない」といったご意見がありました。また、道路では、「路上の置き看板、ごみなどが歩行の妨げになっている」ことや、踏切では視覚障害者への対応として「エスコートゾーン等の設置により、踏切の内側にいることがわかる路面の工夫が必要」といったご意見がありました。公園では、「点字ブロックが案内板に適切に誘導なされていない」ことや「公園入口の車止めの間隔が十分に確保されていない」といったご意見がありました。

こうしたご意見を踏まえ、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区は、新たに移動等円滑化促進地区、重点整備地区としてバリアフリー化を推進していく予定です。重点整備地区で行う具体的な事業は、現在事業者と調整をしておりますが、例えば富士見ヶ丘駅では「触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新」など、まち歩きのご意見を踏まえた事業の実施を予定しています。

次に、荻窪駅周辺地区についてです。JR 荻窪駅では、トイレの視覚障害者向け誘導案内について、「音声と触知案内板の適切な運用ができていない」ことや、「事業者によって点字ブロックの敷設方法が異なる」といったご意見がありました。商店街では、「道路の白線の内側に看板、プランターなどの障害物があり歩行の妨げになっている」ことや、「点字ブロックが部分的

にしか設置されておらず、連続性が確保されていない」といったご意見がありました。公共施設では、バリアフリースイアの大人用ベッドなどを見学し、必要な設備が整備されていることや、「道路と施設の敷地間で点字ブロックが連続していない」といったご意見がありました。

荻窪駅周辺地区につきましても、いただいたご意見を参考に、新たに移動等円滑化促進地区、重点整備地区としてバリアフリー化を推進していく予定です。重点整備地区で行う具体的な事業としては、JR 荻窪駅、東京メトロ荻窪駅において「触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新」、区内全域において「看板、鉢植えなど路上不正利用の防止の推進」など、まち歩きのご意見を踏まえた事業の実施を予定しています。

報告事項の説明は以上です。

### ③質疑応答

#### ○事務局（交通施策担当課長）

ただいまの説明について質疑があればお願いいたします。なければ、次の意見交換に移ります。

### 【意見交換】

#### ①改定バリアフリー基本構想の構成について

意見交換の1点目、「2の1 改定バリアフリー基本構想の構成」についてご説明いたします。

バリアフリー基本構想の改定にあたって、これまでの経緯をご説明いたします。区を取り巻く主な現況として、平成30年、令和2年にバリアフリー法が改正されました。また、将来人口推計で区の高齢者人口や単身高齢者の人口割合が増加することや、社会参加による障害者等の外出機会の増加が考えられます。加えて、区はウォークブル推進都市として歩行者中心のまちづくりが求められています。

課題としては、法改正によるマスタープラン制度の創設や、教育啓発をはじめとした心のバリアフリーの一層の推進が必要であること、まちの現況や当事者の意見を踏まえた重点整備地区の見直しが必要であること、歩行者中心のまちづくりが必要であること、と考えています。

こうした現状と課題を踏まえ、バリアフリー基本構想の改定方針を5点定めています。1点目、改正バリアフリー法への対応。2点目、並行して策定を進めている地域公共交通計画との調和。3点目、区の現状を踏まえた重点整備地区の見直し。4点目、教育啓発をはじめとする心のバリアフリーや情報伝達の取組の充実。5点目、まち歩き点検等の区民参加によるバリアフリー化の実施です。

改定バリアフリー基本構想の構成についてです。現時点のバリアフリー基

本構想の冊子については、参考資料3として配布しています。今後は、内容の更新や皆様からのご意見を踏まえ、追記・修正をしております。

現行のバリアフリー基本構想では、区の全体に関する内容と重点整備地区に関する内容をそれぞれ第1部、第2部としていましたが、改定バリアフリー基本構想では、「第4章 バリアフリー基本構想の実現に向けて」を最終章とし、部構成から章構成に変更しています。また、これまでの「第2章 杉並区バリアフリー基本方針」にあたる部分を「移動等円滑化促進方針」として位置づけ、内容の充実を図っています。新たな第5章では、区全体のバリアフリー推進計画、第6章で新たな重点整備地区を加えた地区別のバリアフリー推進計画を示すこととしています。

基本理念についてです。現行のバリアフリー基本構想では、「誰もが暮らしやすく、共にささえあうまち 杉並」を基本理念に掲げ、バリアフリー化の取組を行ってきました。その後、平成30年のバリアフリー法の改正により、理念規定として「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」が明確に位置付けられたことや、令和4年度に策定した杉並区基本構想で新たに掲げた「基本理念」や「分野別の将来像」との整合を図ることから、バリアフリー基本構想においても、新たな基本理念を掲げることとしました。バリアフリー化を推進するにあたり、道路や建築物などのハード整備と、教育啓発や情報伝達などのソフト対策のそれぞれの取組を一体的に進めていくことが重要であることから、基本構想のまちづくり分野と福祉分野の将来像の両面を踏まえ、新たな基本理念を「誰もが安心して快適に暮らし、共生するまち 杉並」としました。

次に、基本方針についてです。現行のバリアフリー基本構想では5つの基本方針を定めてバリアフリー化を推進してきました。改定にあたっては、現行の基本方針を基軸としつつ、「基本方針2 心のバリアフリーの推進」において、「教育啓発」の文言を明記したほか、新たに、基本方針6として「先端技術を活用したバリアフリー化の推進」を加え、ICTを活用した情報伝達や、電動車いす等の新モビリティの導入検討など、先端技術を積極的に活用したバリアフリー化の推進していくことを明記しています。

新たに追加した基本方針6について、考えられる具体的な取組の事例についてご紹介します。ICTを活用した案内サービスとして、ナビレンスの導入です。ナビレンスとは、視覚障害者の移動や行動を助ける新たな手法として近年注目されているものです。カラフルな図形が記載されたタグを施設の壁面や柱に貼り付け、専用のスマートフォンアプリのカメラで読み込むと、施設の道案内や地形的な情報などを音声で読み上げてくれるシステムです。

その他にも、地域公共交通計画との調和として、「移動をためらう区民への対応」が考えられます。考えられる取組としては、公共交通機関のバリアフリー化や、電動車いすの導入などを積極的に検討・推進していきます。ま

た、新たな社会参加の手法として、遠隔操作が可能な分身ロボット（オリヒメ）などの活用を検討していくことが考えられます。こうした、先端技術を活用した取組の推進を、バリアフリー基本構想の基本方針に定め、区としても積極的に推進していきます。

## ②移動等円滑化促進地区・重点整備地区等の選定について

次に、意見交換の2点目、「2の2 移動等円滑化促進地区・重点整備地区の選定」についてご説明します。

平成30年に改正されたバリアフリー法において、区が移動等円滑化促進方針を定める制度が創設されました。「促進方針」は、鉄道駅を中心とした地区や多くの施設が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」に指定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです。「促進地区」は、「移動等円滑化を促進することが特に必要な地区」「都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区」と定められています。なお、重点整備地区は、さらに「バリアフリー事業の実施が特に必要な地区」「生活関連施設、生活関連経路を含む地区」であり、バリアフリー化の具体的な事業を進める地区のことです。

杉並区においても移動等円滑化促進方針・促進地区を定めるにあたり、考え方を整理しました。移動等円滑化促進地区の設定にあたっては、前提として、バリアフリー化が求められる重点整備地区と同じ地区を対象とします。加えて、各地区で「まちづくり方針」を策定している場合は、促進地区の範囲を「まちづくり方針の対象区域」と整合を合わせることにします。

以上を踏まえ、移動等円滑化促進地区を次の考え方で設定することとしました。1点目に、まちづくり方針の対象区域と促進地区の範囲を合わせることに。2点目に、まちづくり方針が設定されていない地区や、まちづくり方針の対象区域から重点整備地区がはみ出る地区は、重点整備地区と同じ範囲を促進地区に設定します。促進地区では、まちづくり方針や重点整備地区と一体となってバリアフリー化の推進を図ってまいります。

続いて、重点整備地区の設定方針についてご説明します。重点整備地区の選定にあたっては、区内の19駅の周辺を候補とし、各地区に対して数値評価を行い、順位が高かった地区を重点整備地区としています。数値評価は、まちの実態や今後のまちづくりの動きを適切に反映するため、表に示す9項目で評価を行いました。人口要件として「高齢者や乳児等の人口割合」など、配置要件として「駅別乗降者数、バス路線本数、生活関連施設数」、課題要件として先ほどご説明したアンケートの結果から「駅や道路の満足度」を設定しています。項目ごとに19駅を順位づけし、高齢者人口割合が高い、施設別満足度が低いなど、重要度が高い駅を19点、重要度が低い駅を1点とし、全項目の合計点をポイントとして算出しました。なお、全ての項目がバ

リアフリー化の整備に向けて重要と考え、項目ごとの重みづけは行っていません。

数値評価の結果からポイントの高い上位地区を抜粋して、スライドにお示ししています。この結果、「荻窪駅」「阿佐ヶ谷駅」「富士見ヶ丘駅」「高井戸駅」の評価が高く、バリアフリー化の取組が必要であることが考えられます。また、現行のバリアフリー基本構想で重点整備地区としている方南町駅についても、依然として評価が高くなっています。

以上の数値評価の結果を踏まえ、新たな重点整備地区として、既存の方南町駅周辺地区に加え、荻窪駅周辺地区、阿佐ヶ谷駅周辺地区、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区を追加し、計4地区を重点整備地区としバリアフリー化を推進していくこととします。

### ③各重点整備地区の計画と特定事業の整理について

次に、意見交換の3点目、「2の3 各重点整備地区の計画と特定事業の整理」についてご説明します。

重点整備地区では「特定事業」として、効果的なバリアフリー化を推進するために、バリアフリー法で示す7つの事業を定めることとなっています。事業の実施期間については、バリアフリー基本構想の計画期間である「令和5年度～令和12年度」を概ね3つに分け、それぞれ短期・中期・長期に定めています。また、区全域を運行するバスや、学校教育におけるバリアフリーの推進など、地区範囲にとらわれない特定事業については、全域で共通して実施することとしています。なお、特定事業は、施設の管理者がそれぞれ特定事業計画を作成するもので、バリアフリー推進連絡会等を通じて進捗管理を行い、事業を実施していきます。

具体的な特定事業についてご説明します。なお、本日お示しする特定事業は一部を抜粋しており、詳細は、次回の推進連絡会にて素案とともにお示しする予定です。各重点整備地区で共通して実施する事業としては、公共交通特定事業では、「バス停の停留所の上屋やベンチの設置の検討」や「車いす利用者が利用しやすい降車ボタンの設置の検討」など、交通安全特定事業では、「自転車の安全利用に関する啓発活動」など、教育啓発特定事業では、「交流・共同学習や副籍事業の推進」や「公共交通事業者による係員を対象とした接遇等の研修・教育の実施」など、その他の事業では、「心のバリアフリーによる情報発信」などを予定しています。

続いて、各地区の内容をご説明します。それぞれ全4地区の特性を整理したうえで、バリアフリー化の取組方針をお示ししています。資料右側に記載の地図をご覧ください。地図上には、「移動等円滑化促進地区」の範囲を緑色の枠で、「重点整備地区」の範囲を赤色の枠でお示ししています。重点整備地区内には「生活関連施設」をプロットしており、「生活関連経路」を赤



い矢印でお示ししています。また、重点整備地区の範囲は、鉄道駅を中心とした半径 500mを目安に、具体的なバリアフリー化の事業を実施する生活関連施設を囲むように定めています。なお、本推進連絡会の委員となられていない民間施設については、現在調整中のため、次回の推進連絡会でお示しします。本日は時間の都合上、全体の説明は割愛し、各地区のバリアフリー化の方針、地区範囲と主な事業を抜粋してご説明します。

荻窪駅周辺地区です。本地区は区内で最も大きな駅勢圏で、区を代表する商業地かつ交通結節点となる地区です。方針としては、来街者も含め、円滑な移動が可能となるバリアフリー化の推進、住宅地は防災まちづくりの動きとあわせた歩行者空間の確保を推進することとしています。重点整備地区の範囲は、主に杉並視覚障害者会館や荻窪地域区民センター、荻窪福祉事務所を包含する範囲としています。

主な特定事業案としては、**JR** 荻窪駅のホームドアの設置、丸ノ内線荻窪駅ではバリアフリー化された経路の確保、経路 7 としてお示ししている杉並保健所東側の区道では、無電柱化の整備、荻窪地下道への自転車用電動スロープの設置などを予定しています。

次に、阿佐ヶ谷駅周辺地区です。本地区は区役所などの公共施設が多く立地する官庁街で、都市活性化拠点に位置づけられる地区となります。方針としては、計画されている阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりの動きに合わせて、バリアフリー化の検討などを推進することとしています。重点整備地区の範囲は、主に区立馬橋公園や阿佐ヶ谷地域区民センター、杉並区役所を包含する範囲としています。

主な特定事業案としては、**JR** 阿佐ヶ谷駅のホームドアの設置、都道中杉通り及び区道の無電柱化の整備、馬橋公園のバリアフリースイールの設置、小学校等の定期的な点検と施設の補修などを予定しています。

次に、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区です。本地区は、2つの駅間の距離が近いことや、周辺施設へのアクセスはどちらの駅も利用されていることなどから、2つの駅を一体的な地区として検討を進めています。方針としては、公園や学校の整備計画とあわせたバリアフリー化の推進や歩行者空間の確保としています。重点整備地区の範囲は、区立富士見ヶ丘北公園、高井戸保健センター、高井戸東小学校、都立高井戸公園を包含する範囲としています。

主な特定事業案としては、駅ホームにおける転落防止対策や、学校の大規模改修にあわせた施設のバリアフリー化、区道への歩道設置などを予定しています。

最後に、方南町駅周辺地区です。本地区は南北方向の「環状 7 号線」と東西方向の「方南通り」が交差していることや、特定道路が多く指定されている地区となります。現行のバリアフリー基本構想で重点整備地区として設定

していることから、未実施・未達成となっている事業について、引き続き実施しつつ、新たなバリアフリー化の推進を図るものとします。なお、重点整備地区の範囲は、一部範囲を拡大しつつも、これまでの範囲を継続とします。

主な特定事業案としては、環状7号線の無電柱化の整備、都道方南通りの歩道に視覚障害者誘導用ブロックの整備を継続していくことや、方南公園や各小中学校における施設補修、方南図書館の通路上の段差解消などを新規で予定しています。

なお、各地区における特定事業については、改めて各事業者へ事業内容の照会をさせていただきます。新たな事業の追加等は可能ですのでご協力をお願いいたします。

特定事業の実施に向けた計画についてご説明します。バリアフリー法において、事業実施者は特定事業を実施するための計画である「特定事業計画」を作成することとされており、杉並区においても、バリアフリー基本構想の実現に向けて、基本構想の改定後となる令和5年度に各施設管理者へ（具体的な箇所数などの）事業内容や実施期間、他関係機関との調整事項などを示した「特定事業計画」の策定を依頼し、事務局で取りまとめ、バリアフリー推進連絡会で進捗の管理をしていきます。

本日のまとめとして、ご説明した4項目を本日の意見交換・確定したい項目として考えています。なお、次回の第19回推進連絡会では、具体的な事業の方針や特定事業の精査をしたうえで、バリアフリー基本構想（素案）をお示しする予定です。

#### 4 質疑応答

##### ○事務局（交通施策担当課長）

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

##### ○江守委員

重点整備地区とまちづくり方針の対象地区、促進地区の対象地区の関係性について質問いたします。重点整備地区は従来、高齢者や障害者等が利用する施設を中心に、最低でも1ルート繋げた地区を設定することが基本だったと思います。まちづくり方針の対象地区や促進地区の中の施設の関係性について、交通バリアフリー基本構想で重点整備地区を設定してから数年たった今、施設の利用の現状、高齢者、障害者の方の利用が増え始めた施設の有無等から考えたとき、まちづくり方針の対象とする地区と、促進地区の対象地区の関係性から漏れているところがないかどうか確認していただいたうえで、設定していただきたい。

時系列がずれている中、地区を選定するため、ただエリアを引いたというように見えてしまうため、丁寧に確認していただきたいと思いますが、この

点いかがでしょうか。

○事務局（交通施策担当課長）

促進地区の設定について、近隣自治体の状況等をみると、市内区内全域を対象としている自治体もあります。駅からの徒歩圏内を基本とし、重点整備地区の考え方は、特定事業を1つ以上確保できるかどうかを最低条件としています。現行計画の重点整備地区は、方南町駅周辺で、そのほかの候補であった荻窪駅周辺地区は都市再生整備事業が進行中であり、高円寺駅周辺地区は特定事業の選定の目途が立ちませんでした。

今回、荻窪駅周辺地区は、区で予定している事業である無電柱化の促進や、複数事業を徹底していくという方向性を持ち、考え方をお示ししました。現在、調整している特定事業があるため、エリアについては再度調整したいと思っています。

○江守委員

もう1点、重点整備地区の生活関連経路について、施設間をつなぐ生活関連経路を1経路確保するという考え方から現行の案をみると、漏れている経路があるように思います。

例えば、参考資料3の29ページを見ると、1-②の「ウェルファーム杉並」と青梅街道を繋ぐ経路は、荻窪駅に向かうルートが抜けているように見えます。33ページの高井戸駅周辺地区でも同様のことが言えますが、その考え方をご説明いただけますか。

○事務局（交通施策担当課長）

参考資料3の29ページの1-②の経路は、青梅街道からウェルファームに至る経路は国の特定道路に指定されています。ご指摘あった駅から連続していない経路については、再度事務局で精査したいと思います。

○江守委員

都道との関係によるものだと思いますが、再度確認をお願いいたします。

○大原委員

高円寺駅について、地区の設定等から抜けており、忘れられているように感じます。きちんと位置付けた方がよいと思います。最初は、交通バリアフリー法の段階なので、見直しをされたと思いますが、バリアフリーはスパイラルアップが重要で、完全に終わるということはありません。新しい建物も建っており、更新を計っていくという視点で何かしらの位置づけはあった方がよいと思います。合わせて、参考資料3の24ページの図を見ると、高円

寺駅が外れていますが、そもそも対象外とされたのか、類似した中央線の駅が並ぶ中で、高円寺駅の重要度が下がったということでしょうか。

○事務局（交通施策担当課長）

高円寺駅について、前々回でもご指摘いただきました。今回、課題要件などを設定し、数値評価した表を見ると、高円寺駅は18位と重要度は下がっている状況です。そうした点を踏まえ、区内全域から見たときの重要度が低いという点から、今回は重点整備地区からは除外していますが、交通バリアフリー方による計画策定時から、かなり時間が経過しており、改定の時期については、改めて改定時期等の機を捉えて検討したいと思っています。

○大原委員

追加で申し上げますと、高円寺駅の重要度が低いということは、十分に整備されているということだと思います。それは、実施されたバリアフリー事業によるものだということができれば、杉並区が一貫して目指しているバリアフリー基本構想の効果と言えるので、この点を踏まえて、構想の中に取り入れていただきたいと思っています。

○事務局（交通施策担当課長）

他にご意見いかがでしょうか。

特にないようですので、今後のスケジュールについてご説明いたします。

○事務局

次回の第19回バリアフリー推進連絡会は、10月21日（金）を予定しています。主な議題としては、本日いただいたご意見を反映し、特定事業の内容などを盛り込んだバリアフリー基本構想の素案をお示しします。第19回での議論を踏まえて修正した素案をもって、12月にパブリックコメントを実施します。その後、1月にバリアフリー基本構想の改定版とする予定です。パブリックコメント後のバリアフリー基本構想については、第20回バリアフリー推進連絡会において、書面にて皆様にご案内いたします。

続いて、平行して進めている杉並区地域公共交通計画の策定スケジュールについてです。こちらは、昨年12月に条例に基づく新たな協議会を設置し、検討を進めています。今年10月に開催を予定している第3回地域公共交通活性化協議会において、地域公共交通計画の素案をお示しし、バリアフリー基本構想と同時期にパブリックコメント、来年1月に策定を予定しています。検討にあたっては、バリアフリー基本構想、地域公共交通計画の調和を図りながら進めてまいります。

なお、先月、新区長が就任したところで、今後様々な調整が予定されてお

ります。よって、これらのスケジュールはあくまで現状の予定ということでご承知おきください。

## 5 講評

### ○事務局（交通施策担当課長）

次に今日お越しの学識経験者の方から講評をいただきます。まず、江守先生、お願いいたします。

### ○江守委員

昨年度から、初めて杉並区のバリアフリーに本格的に関わらせていただいています。

6月には、まち歩きにも参加いたしました。6月にも関わらず、大変な猛暑で、当事者の方、高齢者の方もいらっしゃいましたので、工程を短縮せざるをえないという状況になりました。

バリアフリー計画においては、地域を問わず、まち歩き点検を非常に重視される傾向にあります。何度もまち歩きをして、類似した意見ではありますが1つ1つ汲み取って、計画の中でどのように対応できるか、事業者の方々に協力いただきながら、可能な限りで対応しているというのが現状だと思います。まち歩きは、準備が大変なものです。本日は、当日ご参加された委員の方もいらっしゃいますので、時間の猶予があれば、一言ご感想をいただければと思います。

こうした経過を経てバリアフリー基本構想が策定され、着実に事業に反映されていくことは、非常に重要なプロセスだと思っています。来年度以降も継続していただきたいと思いますので、実施時期は再度検討していただき、参加方法についても、ICTなどを活かして多様な手法を検討していただきたい。そうすることで、さらに多くの方に参加していただくことができるかもしれませんし、よりよい計画につながっていくと思います。

さらに、新しいバリアフリー法では、心のバリアフリーとの関係性が非常に重視されています。本日、配布された、杉並区肢体不自由者の会の会報の2ページ目に記載されている「共生社会」の掲載内容が、非常によくまとめられています。ぜひご一読いただき、心のバリアフリーとハード整備という、次世代のバリアフリーにとって非常に重要な視点の実現を図っていただければと思います。

### ○事務局（交通施策担当課長）

まち歩き点検について、2日間ご参加いただいた島津委員、ご感想をお願いしてもよいでしょうか。

○島津委員

何度も歩いて、何度も同じことを言っているが、改善されていないという感想も多くありました。中々変わらないという思いを抱く一方で、ポイントの説明を聞きながら歩くと、見る視点を理解することができ、暑くても歩いてよかったと思っています。

また、杉並保健所にも立ち寄ったのですが、以前からお願いしていた、トイレへの介助用のベッドが設置され、言い続けていけば、改善されることもあると思い、ありがたいと思いました。

○西山委員

荻窪駅周辺のまち歩きに参加しました。多くの人と歩くので、細かい点には気づけないということもあります。

杉並保健所内にあるスマイルという施設を利用している視覚障害者の方から、点字ブロックが連続していないという指摘があり、後日、見に行きました。確かに、劣化していたり、連続していなかったりする部分があり、点検から抜けていたと反省しました。

荻窪仲通り商店街の点字ブロックについて、通常、点字ブロックは障害物を避けて歩けるようにするためのものだと思いますが、仲通りは電柱の両端だけに設置されており、敷設ルールが異なっており、不便だと思いました。

○事務局（交通施策担当課長）

ありがとうございます。いただいたご意見は区の方で改めて検討いたします。

○石橋委員

荻窪駅周辺のまち歩きの際に、駅構内にある触知案内板について、「点字と文字の浮彫りが併設されている」と発言したのですが、再度確認すると、文字は印刷で点字のみとなっております。

案内板としては問題ない仕様ですが、法文上では併設が求められています。移動円滑化チェックシートに基づいて確認申請を出し、審査を受けますが、法文に従えない部分があります。

問題は、2点あります。1点目は、コストがかかりすぎることで、2点目は、点字作成を依頼する協会は、併設を認めないという方針となっております。そのため、現場の建築主事の判断で対応していますが、今後も課題として残っていくと思います。

○事務局（交通施策担当課長）

法律上の定めと現場のギャップについて、設計段階から当事者の方からご

意見いただく際にも、同様のご意見をいただくことがあります。触知案内板の設置が利用実態と合っていないということからも、区のNPO 法人と協議しており、ICT 活用の実証実験や、踏切の事故を受けて、鉄道会社とのワークショップも検討しています。引き続き進めていきますので、よろしくお願いいたします。

○大原委員

先ほど、区長の交代により、バリアフリー基本構想の策定にやや影響があると説明がありましたが、補足いただけることがあればお願いいたします。

○事務局（交通施策担当課長）

バリアフリー基本構想の内容に影響するものではありませんが、現在、区では他の計画も改定を進めていることから、スケジュールの調整や、区議会の報告の手続きに影響するということをご報告した次第です。

○大原委員

先ほど、江守委員からもご指摘ありましたが、まち歩き点検について、時期の設定については一考が必要だと思います。

また、車椅子利用の方の参加がなかったことが気になっています。富士見ヶ丘駅のまち歩きに参加いたしました。高低差があるので、参加されていたら大変だったと思います。

多様な当事者の方の意見を聞いていくことが重要視される時代になってきた中、まち歩き点検は、具体的に当事者の方々が関われる機会だと思います。

できれば、策定のスケジュールに乗らなくても、地域のまちづくり団体に呼び掛けて、当事者の方と共に繰り返していただければと思います。その際には、ICT を活用して情報収集を計っていただければと思います。スマートフォンで簡単に入力もできるため、そうしたソフトをつくることは、コストもかかるとは思います。意見募集の段階に活用し、当事者の参画を重視していただきたいと思います。

バリアフリー基本構想の全体について、今後中身を詰めていくこととなりますが、これまでの経緯、杉並区らしさ、関連する都のまちづくりの計画との関係が重要かと思っておりますので、大枠を検討して行くことが重要だと思います。

そのうえで、杉並区基本構想が策定され、「みどり豊かな住まいのみやこ」という理念が示されましたが、杉並区では以前から住宅都市として、住宅を中心としたまちづくりが重視されていると思います。今後、住宅施策にバリアフリー基本構想がどのように関わることを考える必要がある

と思います。

重点整備地区が増えるにつれて、住宅とのかかわり方が重要になると思います。戸建住宅についての規制はありませんが、共同住宅については、共有空間のバリアフリー化の整備を進める動きが各自治体に見られます。今まで対象としていなかった建築物についても、今回の構想で一步踏み込んで進めることができればと思います。特に、バリアフリー法改正で小中学校は先行して進めていると思います。一つのチャンスでもあると思いますし、杉並区らしさを見せるうえで重要な視点でもあると思いますので、ご検討いただければと思います。

その他の部分については、各事業者との連携、心のバリアフリーについては教育機関との連携等、より一段と新しく踏み込んで進めていくことを期待しています。

○事務局（交通施策担当課長）

ありがとうございます。所管する立場で改定に向けて検討を進める、ただの紙の計画書をつくるだけになっては意味がないと考えています。先ほども、「何度も意見を言っているが改善されない」とご発言がありましたが、ご意見を踏まえた具体的なバリアフリーやユニバーサルデザインを進めていかなければならず、実効性の高い計画としていきたいと思います。

6 閉会

○事務局

事務連絡をいたします。本日は第 18 回バリアフリー推進連絡会にご参加いただき、誠にありがとうございました。参考資料 3 としてお配りした杉並区バリアフリー基本構想については、現在、各事業者に特定事業や生活関連施設の照会を進めており、策定途中です。途中段階ではありますが、ご意見のある方は、ご意見シートにご記入のうえ、9 月 16 日（金）までにメール・FAX 等でご提出いただければと思います。

次回の第 19 回バリアフリー推進連絡会は 10 月 21 日（金）を予定しています。詳細については、事務局から改めてご連絡させていただきます。

○会長（都市整備部長）

では、これもちまして第 18 回杉並区バリアフリー推進連絡会を閉会いたします。ご参加いただきありがとうございました。